## ○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 (平成十四年総務省令第六十四号)

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案読替表

(傍線の部分は読替部分)

六 基準原価 基準単価に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額四・五 (略)	(用語) (用語) (用語) (用語) (用語) (用語)	読替後
六 平均原価 平均単価に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額四・五 (略)	(用語) (用語) (用語) (用語) (用語)	読替前

をいう。

(交付金の額の算定方法等)

第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事 格電気通信事業者の算定自己負担額」という。)を控除する方法とす を適用して算定した額(以下この条及び第二十七条において「当該適 続電気通信事業者等とみなして、第二十七条第一項及び第二項の規定 という。)から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接 業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額(以下「補てん対象額」

回る額をそれぞれ合算するものとする。) 入者回線単価のうち、 算定対象原価が基準原価を上回る額(各算定対象加入者回線の加 基準単価を下回る額がある場合には、当該下

 $\frac{2}{4}$ (略)

(交付金の額の算定方法等)

|第五条|| 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事 格電気通信事業者の算定自己負担額」という。)を控除する方法とす 続電気通信事業者等とみなして、第二十七条第一項及び第二項の規定 という。)から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接 を適用して算定した額(以下この条及び第二十七条において「当該適 業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額(以下「補てん対象額.

回る額をそれぞれ合算するものとする。) 入者回線単価のうち、 算定対象原価が平均原価を上回る額(各算定対象加入者回線の加 平均単価を下回る額がある場合には、当該下

(略)

2 \ \ 4 (略)